

第2回 一類感染症の治療に関する専門家会議 議事概要

日時 平成27年2月24日(火) 14時～16時

場所 厚生労働省専用第12会議室

1. エボラ出血熱の治療に関して、厚生労働省から以下について、報告がなされた。

- エボラ出血熱の最近の発生状況
- 昨年10月以降の先進国におけるエボラ出血熱患者への治療内容
- 昨年10月以降の未承認薬等の開発状況
- エボラ出血熱に関する文献情報

2. 第1回の会議の方針も踏まえつつ、エボラ出血熱の治療に関し、以下の点について合意が得られた。

1. エボラ出血熱の患者に対する基本的な支持療法としては、先進国におけるこれまでの治療経験を踏まえ、以下の治療が望ましいこと。

- ① 補液及び電解質補正
- ② 血圧維持(昇圧薬の投与等)
- ③ 他に感染症が合併する場合の当該感染症の治療(抗菌薬等の投与)

これらの治療は、全てのエボラ出血熱の患者に対して行われるべきものであること。

2. エボラ出血熱の患者に対する追加的な治療としては、未承認薬の投与や血液透析等の侵襲的な治療等があること。

これらの治療は、状況に応じて、以下の点に留意して実施を検討することが望ましいこと。

(ア) 未承認薬等による治療は、有効性及び安全性が未確立であることから、患者又は家族の同意を得るとともに、臨床研究プロトコール等の倫理的、医学的な判断が十分なされた方法に従って実施すべきものであること。

(イ) 血液透析等の侵襲的な治療は、エボラ出血熱の致命率の高さ、患者の容態及び医療従事者への感染リスクに留意した上で、実施すべきものであること。